

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月29日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第17号

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月河合町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。